

平成30年
第11回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成30年8月30日（木）
○会場：西那須野庁舎3F304会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成30年8月30日（木）
 - ・開会：午後 2時00分
 - ・閉会：午後 3時55分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・田村 伸之 委員
- ・大澤 真弓 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課総務係主査 三宅 和幸

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 平成30年度9月補正予算（教育費関連）の概要について
(教育部) …可決
- 議案第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
(教育総務課) …可決
- 議案第3号 那須塩原市立小中学校等通学区域審議会委員の委嘱について
(教育総務課) …可決
- 議案第4号 那須塩原市立小中学校等通学区域審議会への諮問について
(教育総務課) …可決

- 報告第1号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第2号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後2時00分、大宮司教育長が平成30年第11回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成30年第11回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

明日で8月が終わりますが、既に27日から夏休みが明けて、授業が始まっているところでございます。今のところ大きな事件・事故の報告は入っておりません。学校での事前指導に対して、感謝しております。

一部の学校では、秋の運動会が控えており、また、学校全体としては前期の締めくくりの時期に入っております。そのことを踏まえて、しっかりと学校経営を進めて欲しいと校長に対して27日付でメールにて指示したところでございます。

今年は大変暑い夏でしたので、新聞等で学校におけるエアコンの設置について話題になっております。各自治体とも早急に予算化に向けて動きがあります。例えば、県立学校へのエアコンの設置について、9月補正で予算化するとの新聞記事がございました。

本市の場合は、すべての小学校について今年度中に設置完了になります。来年度に予定している中学校での設置が完了すれば、市内すべての学校でエアコンが整備済となります。このように学校での生活環境を整えているため、それに応えるような教育活動を進めてまいりたいと考えております。

本日の定例会につきましても、よろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく田村委員及び大澤委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

＜議案第 1 号について＞

○大宮司教育長

それでは、5 の「付議事件」に入ります。

はじめに議案第 1 号「平成 3 0 年度 9 月補正予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

平成 3 0 年度那須塩原市一般会計補正予算（9 月補正）を那須塩原市議会定例会（9 月議会）に上程するに当たり、教育予算について教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第 1 号「平成 3 0 年度 9 月補正予算（教育費関連）の概要について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第２号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第２号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので、これを議会に提出するとともに、公表するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

事務局からも話がありましたが、今回から、平成２９年度に適用開始となった教育振興基本計画の施策体系に合わせた内容になっております。報告書の中でも、特に「今後の方向性」の記載に対して、御意見をいただければと思います。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

奨学金の給付・貸与事業における新たな財源の確保という点ですが、本当に力を入れていく必要があると思います。難しい課題だとは思いますが、今後、大きく動いていくことを期待しております。

○大宮司教育長

この財源問題については、我々としても、奨学金の給付・貸与事業が継続した制度として安定運営していくためには、最も重要な課題であると認識しております。

○教育総務課長

大澤委員からの指摘については、事務局としても非常に重要な課題であると認識しております。今後、新たな財源の確保に向けた手法に関して検討し、結論を出していきたいと考えております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

私も奨学金関係になりますが、確か平成２７年度から新しい奨学金制度になったか

と思います。そこで、今年度で4年目になるため、短大に進学した方については返還が始まっていると思われます。返還方法も工夫したと思いますが、現在の状況はいかがでしょうか。返還は、スムーズに行われているのでしょうか。

○教育総務課長

返還方法については、一部見直しを行い、今年度から口座振替を始めました。このメリットとしては、払い忘れがなくなるということのほか、事務局における事務処理の簡素化を図ることが挙げられます。ただし、全員が口座振替を利用しているわけではないので、支払い忘れをした方に対しては、従前のおり電話連絡等で対応しておりますが、それほど多い件数ではありません。

○神島委員

連絡先が不明になったという方はいらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長

そのような方も中にはいらっしゃいます。ただし、親御さんが地元に住んでいるという場合が多いため、申込み時点での書類を参照した上で、親御さんに連絡先を教えてください、本人に連絡をとって対応しております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

私は、毎年、報告書を保管しておき、前年度や前々年度のものと比較して確認しております。この報告書は、ある意味において教育委員会の通信簿だと思います。年によっては厳しい評価をいただくこともありました。

ここに掲載している施策は代表的なものだけなので、教育委員会には他にもたくさん事業があることは承知しておりますが、「具体的な施策」として「高齢者・障害者のスポーツ活動の推進」がある中で、報告書では高齢者に関する部分の記載だけでした。例年、障害者のスポーツに関する点でも記載があったのですが、今回の報告書の場合、その点はどのような考えで整理したのでしょうか。今後は、オリンピックとともにパラリンピックも開かれますし、身体の不自由な方にもスポーツを楽しんでいただくという点を考慮すれば、障害者スポーツに関する記載もあった方が良かったのかなと思いました。

○スポーツ振興課長

今年度については報告書では障害者スポーツに関して記載しませんでした。例えば、来月開催するスポーツレクリエーション祭において、ボッチャという身体が不自由な方も行っている競技を体験する場を設けます。障害者スポーツについても、引き続き普及・周知を図っていく考えです。

○大宮司教育長

報告書の2ページに今回評価・点検の対象とした事業の一覧表を掲載しております。その中で「具体的な施策」の欄の中に「高齢者・障害者のスポーツ活動の推進」との記載があるにもかかわらず、その右側の「取組内容」の欄では「高齢者が地域で身近に親しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及・情報発信」と、敢えて記載している理由について説明をお願いします。

○教育総務課長

この報告書の基になった教育振興基本計画では、先ず「基本施策」という項目があり、その下に「具体的な施策」という項目があり、更にその下に、具体的にはどういう事業に取り組んでいくのかということを示した「取組内容」という項目があります。

そこで、今回、点検・評価の対象としたのは、教育振興基本計画で定めた「取組内容」から、その一部を選定しております。つまり、今議論になっている点で申し上げれば、「高齢者・障害者のスポーツ活動の推進」という「具体的な施策」の中に複数ある「取組内容」の中から、「高齢者が地域で身近に親しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及・情報発信」を選んだということです。

その結果、点検・評価の中では「障害者スポーツ」という点を掲載していないということです。

○大宮司教育長

障害者スポーツに関しても、教育振興基本計画に掲載しているということで良いでしょうか。

○スポーツ振興課長

はい。事業の実施もしています。今回の場合、計画に掲載している各種の「取組内容」の中から高齢者スポーツを選定し、関係事業の点検・評価を行ったということです。決して障害者スポーツに関する事業に取り組んでいないということではございません。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

「青少年健全育成団体への支援」の取組内容において、子ども会・育成会への加入保護者の減少といった問題が挙げられております。現実的に私も地域でのコミュニティ活動を通じて、その問題を非常に感じておりました。

そこで、実際、会員数の減少によって、子ども会・育成会がなくなってしまったような自治会は生じているのでしょうか。

○生涯学習課長

子ども会・育成会の活動が弱体化している地域が生じているのは確かですが、なくなって解散したという話は聞いておりません。

なお、会員が減少している理由ですが、やはり保護者の活動に対する負担感にあります。実際、生涯学習課では、保護者から、そのような話を受けることがあります。「子ども達のためにも頑張ってください」とお願いしている状況があります。

○田村委員

現在、ボランティア部が設置されている高校が結構あり、活動が盛んな高校もあるので、指導者として高校生ボランティアの活躍が期待できると思います。その点において高校との連携もお願いしたいと思います。

地域で子ども達を育てる必要性を考慮すれば、今後とも子ども会・育成会が安定的・継続的に活動できる環境を整えてほしいと思います。

○大宮司教育長

今年、私は地域で行われた夏祭りや盆踊りに積極的に参加してまいりました。8か所ほど、顔を出してきました。そこで嬉しく感じたのは、子ども達がお客さんではなく、運営側に絡むような形で参加していた様子が見えたことです。

おそらく子ども会・育成会単体で、何かやろうとすると厳しい状況になると思われますが、地域のイベントにコミュニティなどの色んな団体に関係することで、運営が機能する兆しが見えました。

そのような切り口からも、青少年の健全育成を進めてまいりたいと考えております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第3号及び議案第4号について>

○大宮司教育長

次に、議案第3号「那須塩原市立小中学校等通学区域審議会委員の委嘱について」及び議案第4号「那須塩原市立小中学校等通学区域審議会への諮問について」を一括で議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由（議案第 3 号）】

那須塩原市立小中学校等通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱するため、議決を求める。

【提案理由（議案第 4 号）】

那須塩原市立小中学校等通学区域審議会条例第 1 条の規定に基づき、同審議会に諮問するため、議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

議案第 4 号の諮問についてですが、答申の方は何時くらいを予定しているのでしょうか。

○教育総務課長

諮問については、9 月中旬頃に審議会を開催し、そこで予定しております。答申については 10 月中旬頃を予定しています。

○臼井委員

時間があまりないと思われます。21 人の委員候補者のうち、17 人は地元関係者です。大学の先生などが、学識経験者として参加しますが、地元の事情を理解しながらも、大所高所からの議論になるようにお願いしたいと思います。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

自治会関係者については、箒根地区自治会長会の役員から委員を選出したとのことですが、これは関谷だけではなく、金沢、大貫、横林、接骨木など、いわゆる箒根地区全体を網羅していると理解して良いのでしょうか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。この箒根地区自治会長会は、箒根地区自治会全体の組織です。つまり、エリアの範囲としては、まさに箒根中学校区と同じです。この 7 人の自治会関係者の委員で、今回関係する学校の自治会がないということはありません。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

審議会委員の任期は何時までなのでしょう。

○教育総務課長

答申するまでとなります。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第3号「那須塩原市立小中学校等通学区域審議会委員の委嘱について」及び議案第4号「那須塩原市立小中学校等通学区域審議会への諮問について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号及び報告第2号について>

○大宮司教育長

次に、報告に入ります。報告第1号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第2号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第1号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第2号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。
それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。